

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳 情 第 8 7 号
件 名	専用走行路に関する社会実験実施について
要 旨	<p>新潟市長の記者会見によると，新潟市は本年 10 月あるいは 11 月に，専用走行路に関する社会実験を実施する予定のようです。</p> <p>しかし，市民に対しては，社会実験に幾らお金がかかるのか，専用走行路の構想（専用走行路を走行する路線，各停留所における島式ホーム等の位置関係等）も知らされていません。沿線の事業者，タクシー事業者，一般市民等から意見を聞く機会を設けるかどうかもはっきりしていません。</p> <p>また，専用走行路を設置することにより，専用走行路を走行するバスについてどの程度の時間短縮効果があるのか，専用走行路を走行しないバス等についてどの程度の渋滞をもたらすのか等について，机上のシミュレーションをした形跡もありません。</p> <p>BRTや連節バスは，市民の声を聞かず，また，十分な準備をしないまま見切り発車をしたことで現状の惨状に至っています。</p> <p>市民の生活の礎となる公共交通をめぐり，二度と同じ過ちを繰り返してはなりません。</p> <p>そこで，下記の条件を満たさないままの専用走行路社会実験はやめていただきたいと陳情いたします。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 十分な情報公開を行った上，沿線事業者，タクシー事業者，一般市民等から意見を聴取する機会を設け，それを踏まえて社会実験実施の是非などを判断すること。</p> <p>2 社会実験実施前に十分なシミュレーションを行うこと。</p>
付 託 年月日 委員会	平成 28 年 9 月 9 日 第 1 項 第 2 項 } 環境建設常任委員会
受 理	平成 28 年 9 月 1 日 第 2 9 7 号